

令和 8 年 8 月 1 3 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について

令和 8 年 8 月 1 3 日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じているため、災害救助法を適用します。

1 適用区域

千葉市全域

2 適用年月日

令和 8 年 8 月 1 3 日

3 適用基準

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

4 これまでに実施した措置

避難所の設置 等

5 災害救助法の適用による効果

災害救助法の適用により、本市が行う災害救助活動のうち、避難所の設置、食料等の配布の経費について、国が一部負担することとなる。

（参考）救助の種類

避難所、応急仮設住宅の供与

食品、飲料水の給与

被服、寝具等の給与

医療、助産

被災者の救出

住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

被災した住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

福祉サービスの提供